

農福連携の推進に向けた取組について

平成31年3月28日

I 障害者を取り巻く状況等について

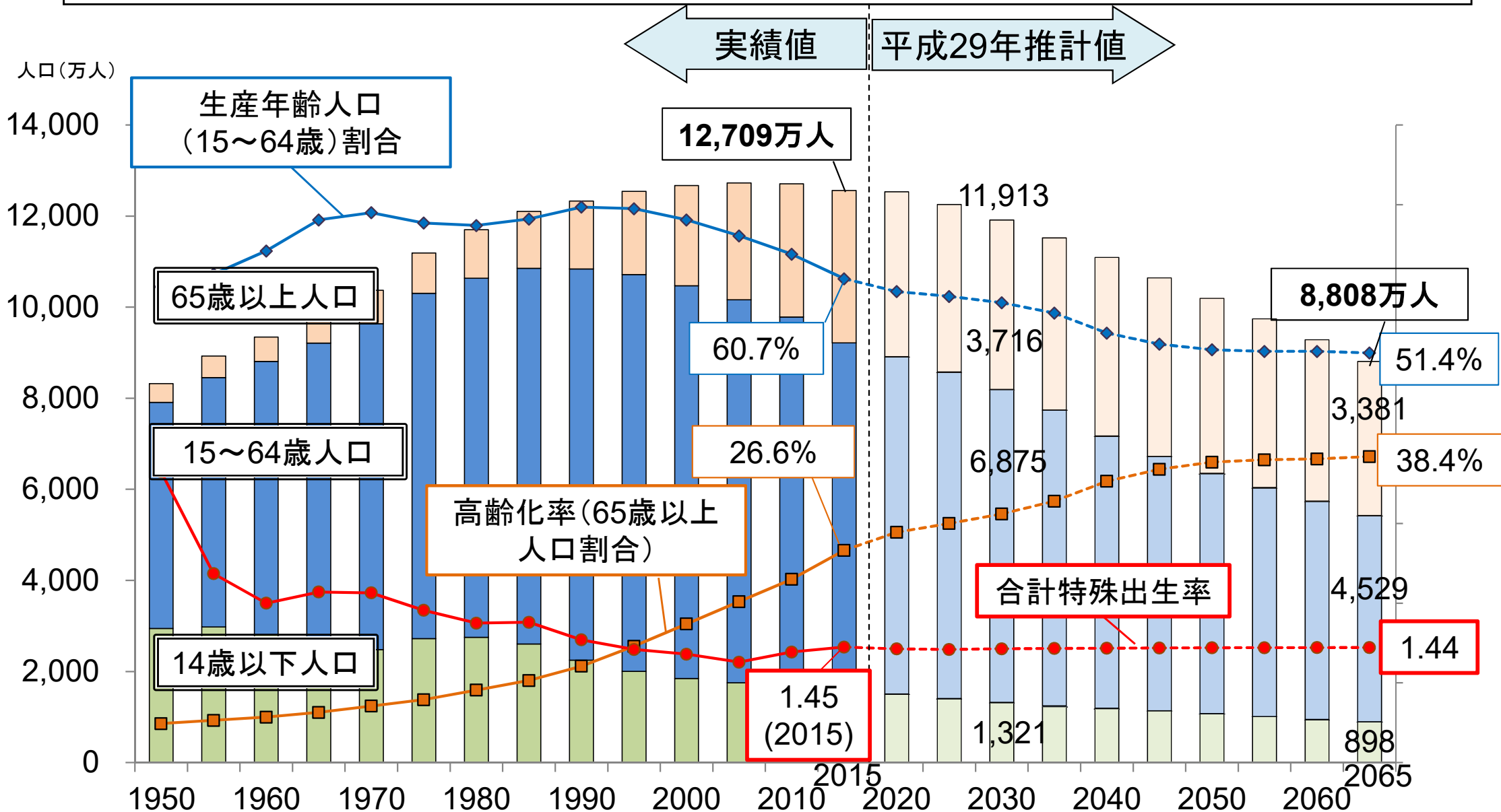
II 農業分野と障害福祉分野の連携について

III 厚生労働省における農福連携の取組について

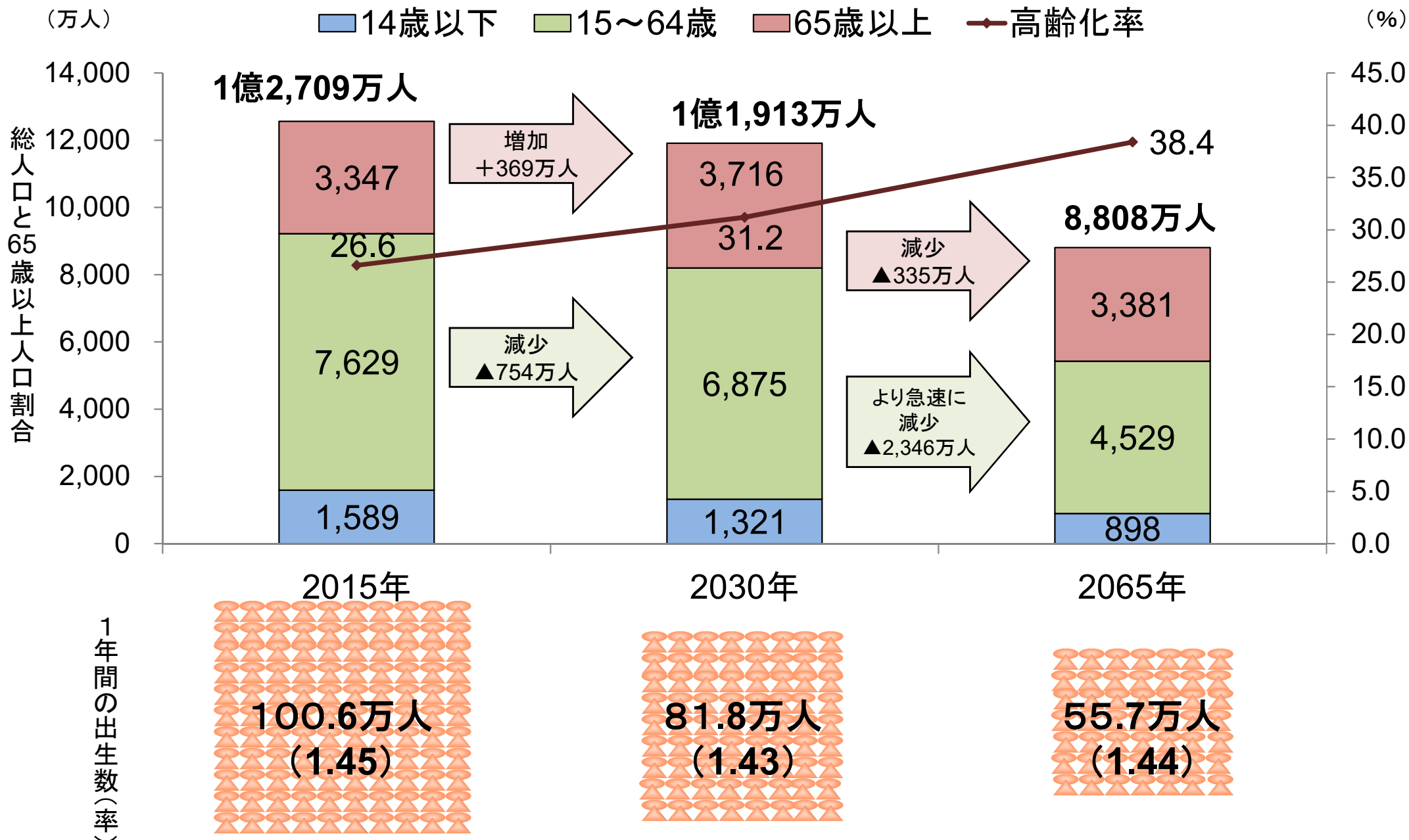
将来人口推計

○ 日本の人口は近年減少局面

○ 2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になる



人口構造の急速な変化



障害者の数

- 障害者の総数は936.6万人であり、人口の約7.4%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は108.2万人、精神障害者は392.4万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向。

(在宅・施設別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)

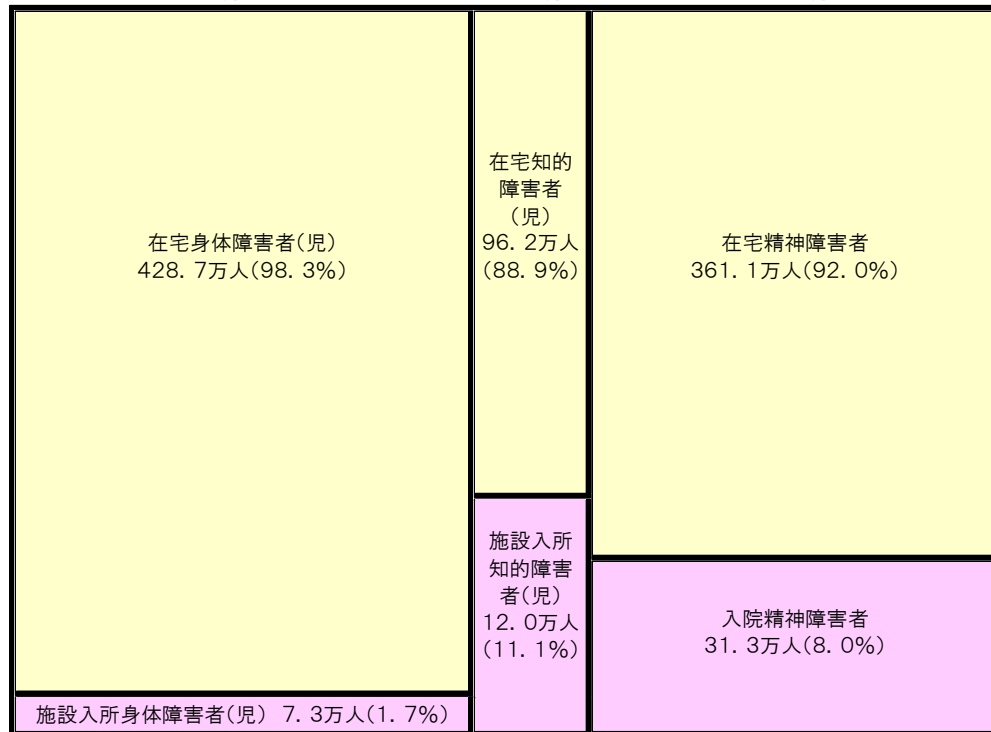
うち在宅 886.0万人(94.6%)

うち施設入所 50.6万人(5.4%)

身体障害者(児)
436.0万人

知的障害者(児)
108.2万人

精神障害者
392.4万人



(年齢別)

障害者総数 936.6万人(人口の約7.4%)

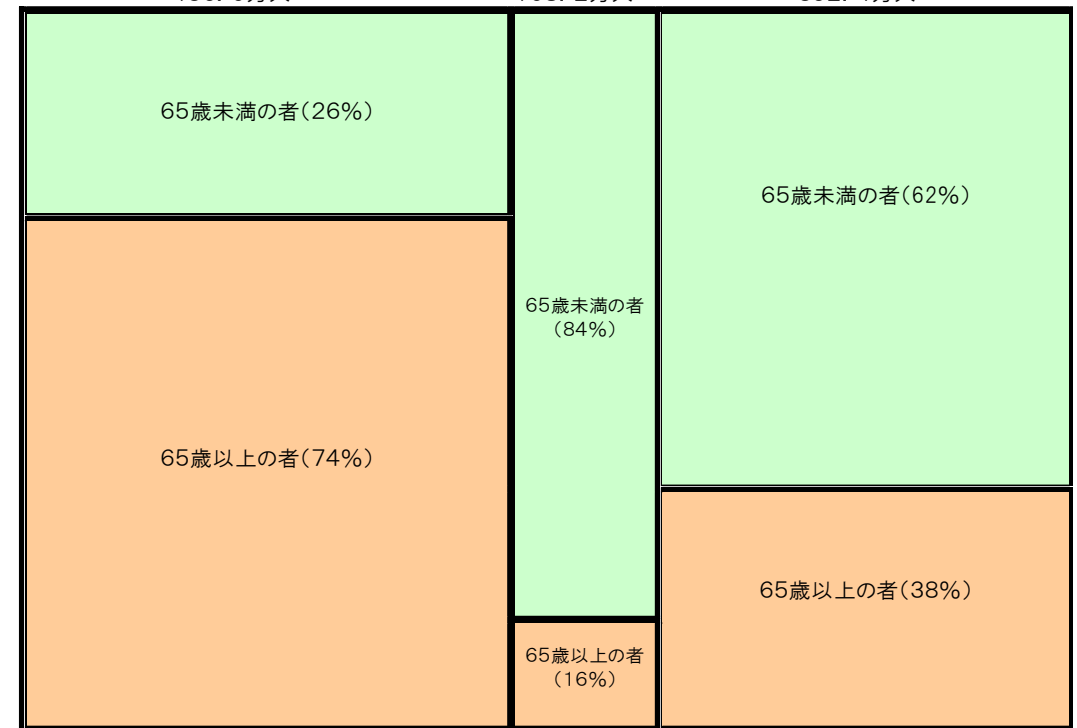
うち65歳未満 48%

うち65歳以上 52%

身体障害者(児)
436.0万人

知的障害者(児)
108.2万人

精神障害者
392.4万人



※身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成27年(施設)の調査等、精神障害者数は平成26年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

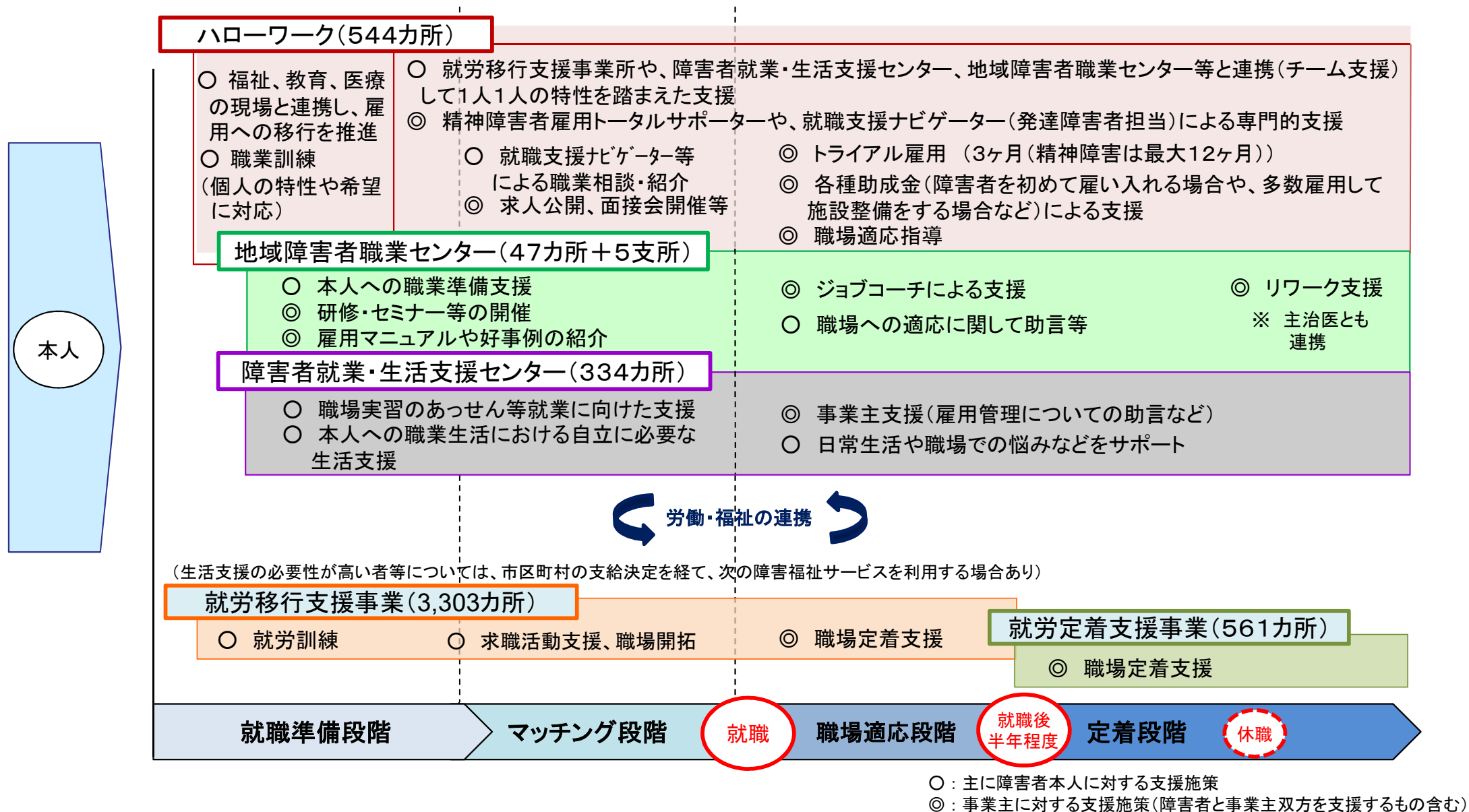
※平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

障害者雇用の促進に向けた支援策の主な流れ（全体像）

障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーションと障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービスとの連携が中心となり、障害者雇用の促進に向け、**地域における一貫した障害者の就労支援**を実施。



※ 上記のほか、障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関（医療機関、自治体、保健所や民間団体の就労支援機関等）と連携し、就労支援を実施

障害者総合支援法の給付・事業

- 障害者に対しては、障害者総合支援法に基づき、各種障害福祉サービスを提供。
- このうち、**障害者の「働く」を支援するサービスとして、就労移行支援、就労継続支援**等を提供。

介護給付

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援

第28条第1項

訓練等給付

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助

第28条第2項

市 町 村

自立支援給付 第6条

★原則として国が1/2負担

障害者・児

相談支援

- ・基本相談支援
- ・地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
- ・計画相談支援

第5条第18項

自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

第5条第24項

補装具

第5条第25項

地域生活支援事業

★国が1/2以内で補助

- ・相談支援
- ・意思疎通支援
- ・日常生活用具
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム 等

第77条第1項

支援

・広域支援

・人材育成

等

第78条

都 道 府 県

★自立支援医療のうち、精神通院医療の実施主体は都道府県及び指定都市

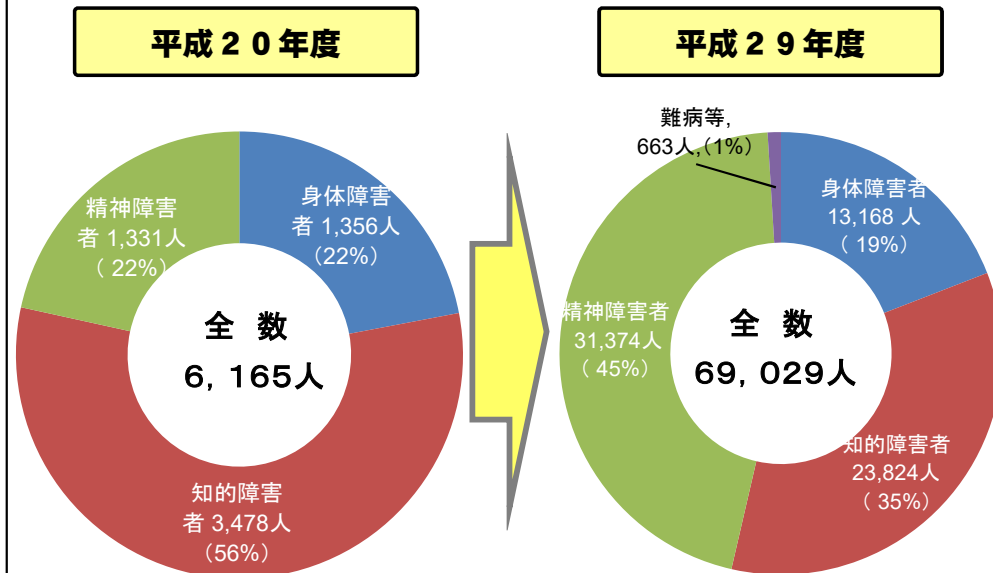
障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間:2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間:制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間:制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間:3年)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
報酬単価	500～1,089単位/日 ＜定員20人以下の場合＞ ※定員規模に応じた設定 ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬	322～615単位/日 ＜定員20人以下、人員配置7.5:1の場合＞ ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均労働時間が長いほど高い報酬	562～645単位/日 ＜定員20人以下、人員配置7.5:1の場合＞ ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均工賃月額が高いほど高い報酬	1,040～3,200単位/月 ＜利用者数20人以下の場合＞ ※利用者数に応じた設定 ※就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い報酬
事業所数	3,303事業所 (国保連データ平成30年10月)	3,775事業所 (国保連データ平成30年10月)	12,166事業所 (国保連データ平成30年10月)	561事業所 (国保連データ平成30年10月)
利用者数	34,211人 (国保連データ平成30年10月)	69,448人 (国保連データ平成30年10月)	250,966人 (国保連データ平成30年10月)	3,495人 (国保連データ平成30年10月)

就労系障害福祉サービスの利用者数（障害種別）の構成割合の変化

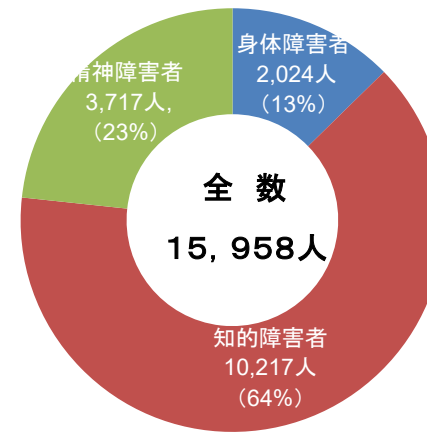
- 就労移行支援、就労継続支援A型においては、平成20年度では、知的障害者の構成割合が高いが、平成29年度では、知的障害者の構成割合が小さくなり、精神障害者の割合が最も高くなっている。
- 一方、就労継続支援B型については、平成20年度と平成29年度ともに、知的障害者の構成割合が最も高く、その構成割合はほぼ変わっていない。

就労移行支援A型

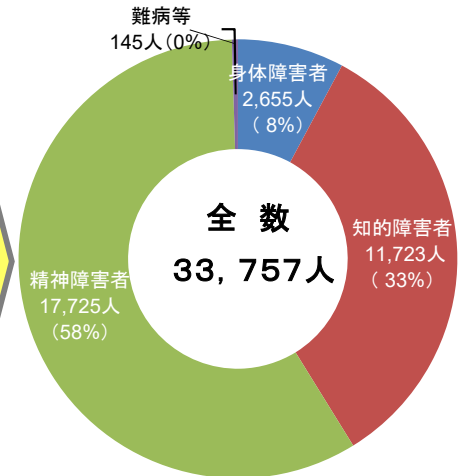


就労移行支援

平成20年度

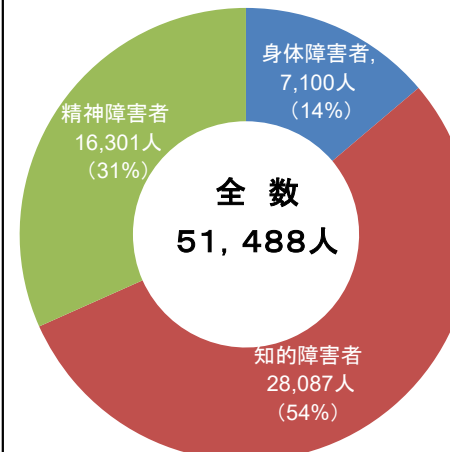


平成29年度

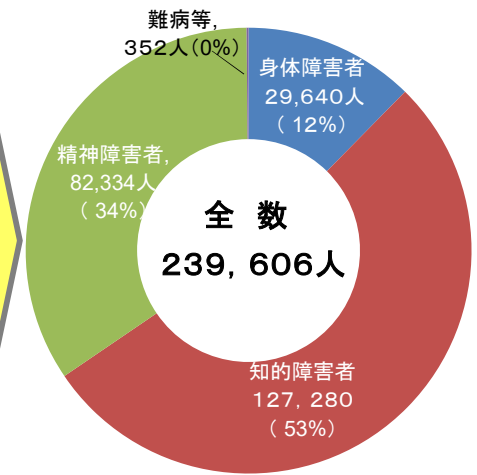


就労移行支援B型

平成20年度



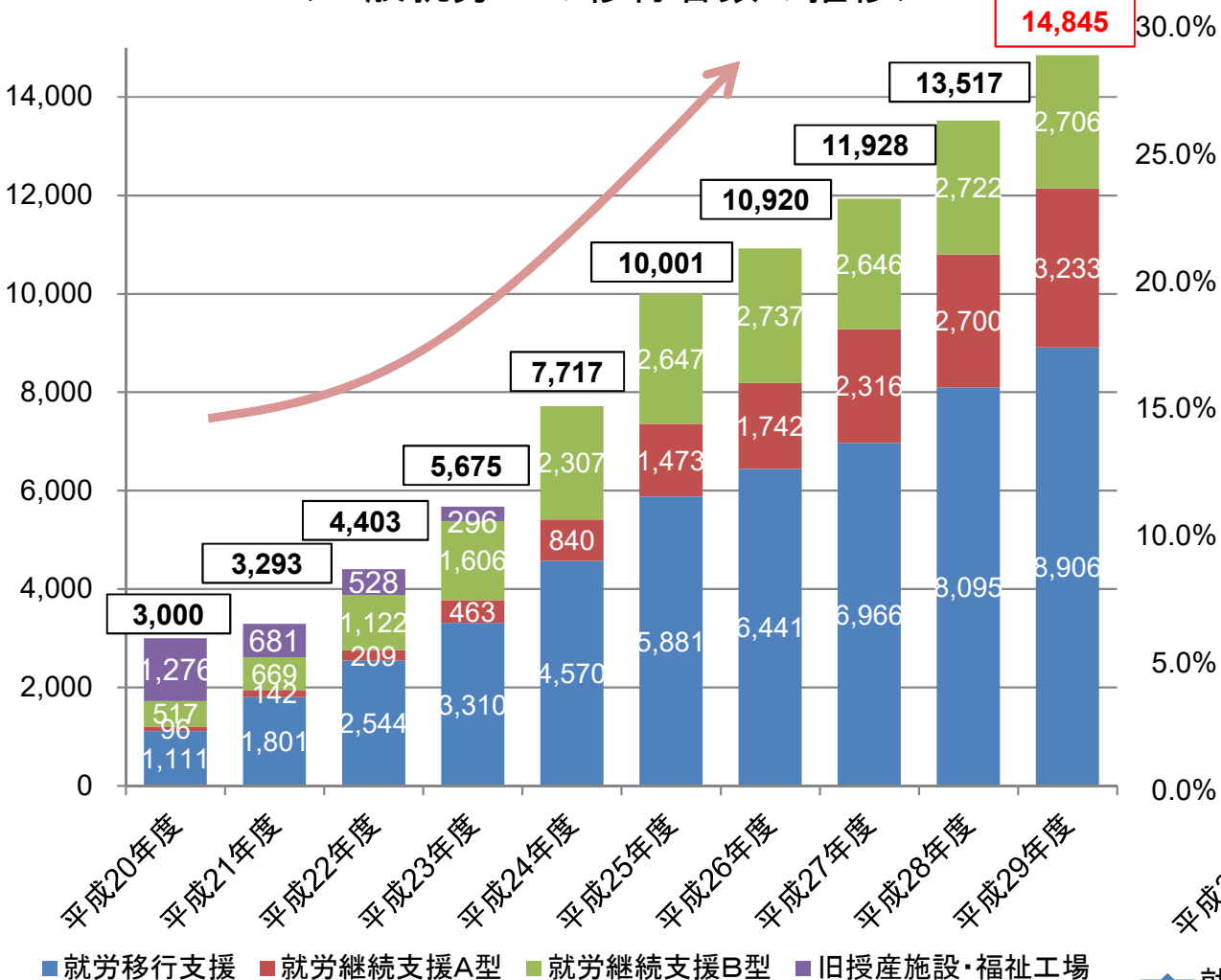
平成29年度



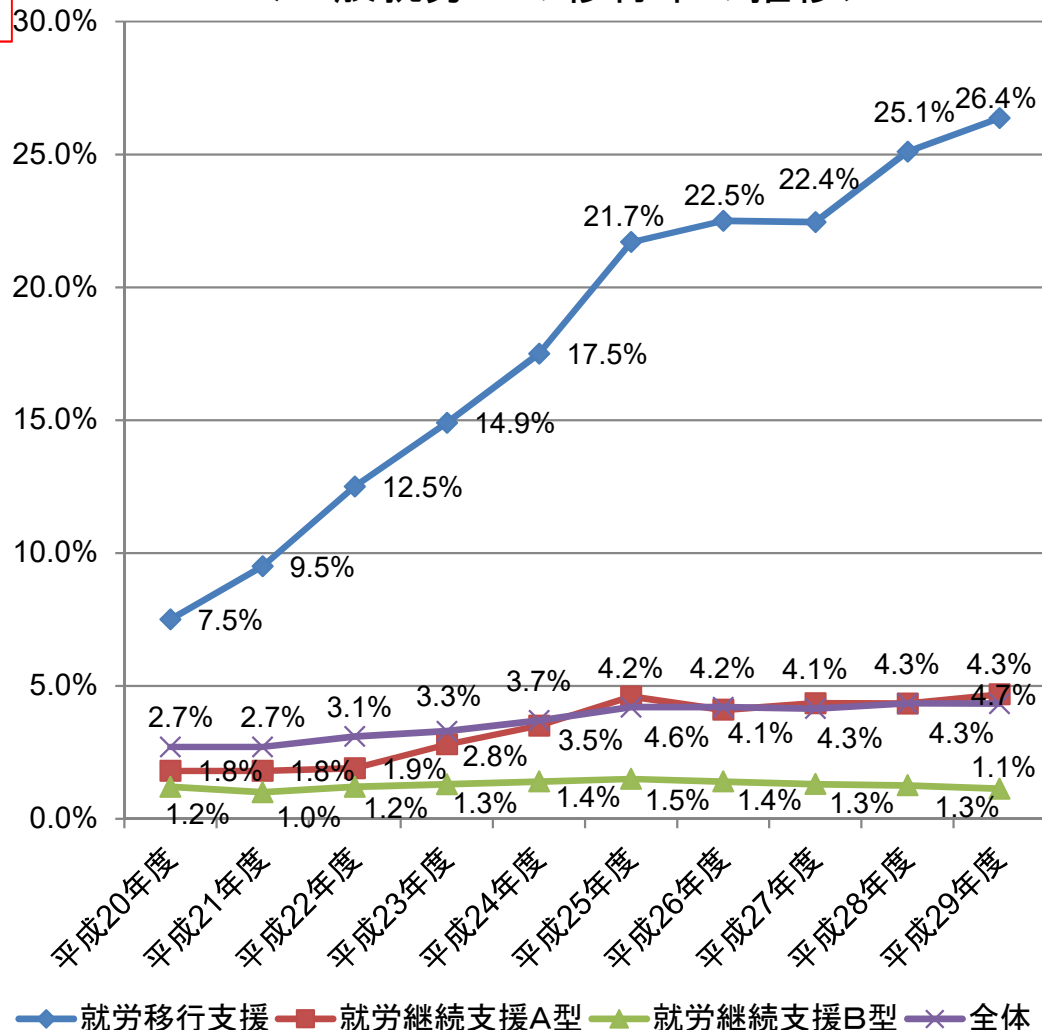
一般就労への移行者数・移行率の推移（事業種別）

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、**毎年増加**し、**平成29年度では約1.5万人**。
- 移行率を見ると、就労移行支援における移行率は大きく上昇する一方で、就労継続支援A型では微増、就労継続支援B型では横ばい。

＜一般就労への移行者数の推移＞

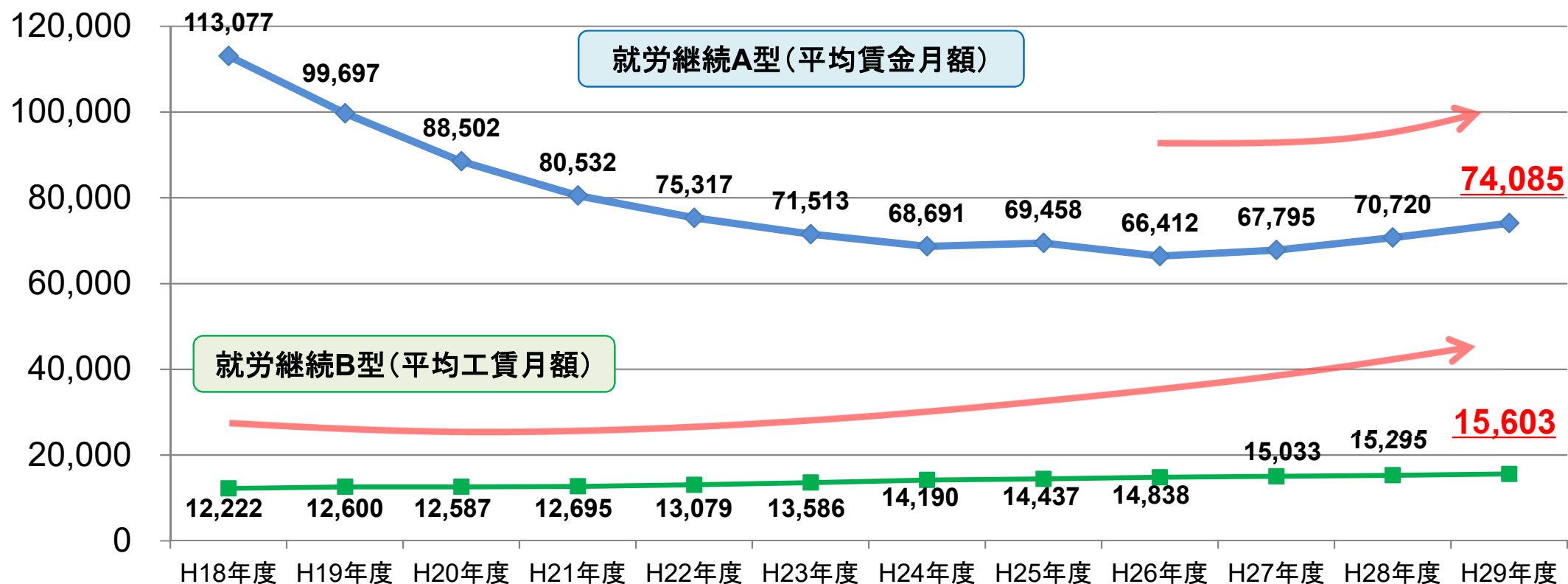


＜一般就労への移行率の推移＞



就労継続支援事業所における平均賃金・平均工賃月額の推移

- 就労継続支援A型事業所の平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、近年は増加傾向。
- 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加（H18→H29 27.6%増）。



(※) 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

就労継続支援A型 都道府県別平均賃金月額と比較（平成28年度、平成29年度）

（円／月額）

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
北海道	68,482	70,489	102.9%
青森県	62,511	62,496	100.0%
岩手県	71,245	75,144	105.5%
宮城県	65,118	71,476	109.8%
秋田県	66,128	64,167	97.0%
山形県	68,868	72,994	106.0%
福島県	71,370	69,917	98.0%
茨城県	85,257	82,361	96.6%
栃木県	64,127	66,095	103.1%
群馬県	68,653	66,511	96.9%
埼玉県	68,869	70,379	102.2%
千葉県	66,306	69,372	104.6%
東京都	91,417	90,407	98.9%
神奈川県	81,002	78,869	97.4%
新潟県	65,717	67,220	102.3%
富山県	60,468	61,412	101.6%
石川県	67,639	67,889	100.4%
福井県	76,391	79,910	104.6%
山梨県	67,520	66,261	98.1%
長野県	83,669	85,874	102.6%
岐阜県	70,017	70,600	100.8%
静岡県	70,347	71,575	101.7%
愛知県	74,298	76,269	102.7%
三重県	68,828	72,171	104.9%

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
滋賀県	83,945	84,750	101.0%
京都府	88,848	88,148	99.2%
大阪府	71,739	76,493	106.6%
兵庫県	77,399	80,347	103.8%
奈良県	71,216	72,434	101.7%
和歌山県	92,525	89,939	97.2%
鳥取県	80,551	82,659	102.6%
島根県	84,638	84,631	100.0%
岡山県	72,369	75,096	103.8%
広島県	86,595	84,549	97.6%
山口県	74,159	77,583	104.6%
徳島県	63,303	66,218	104.6%
香川県	69,053	69,712	101.0%
愛媛県	63,125	66,058	104.6%
高知県	84,309	88,205	104.6%
福岡県	69,391	69,771	100.5%
佐賀県	82,443	82,547	100.1%
長崎県	80,077	82,339	102.8%
熊本県	65,019	69,200	106.4%
大分県	79,077	78,807	99.7%
宮崎県	59,224	61,392	103.7%
鹿児島県	62,984	66,547	105.7%
沖縄県	64,619	63,769	98.7%
全国平均	70,720	74,085	104.8%

（注）就労継続支援A型事業所の平均

【出典】工賃・賃金実績調査（厚生労働省調べ）

就労継続支援B型 都道府県別平均工賃月額の比較（平成28年度、平成29年度）

（円／月額）

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
北海道	18,289	18,810	102.8%
青森県	13,369	13,559	101.4%
岩手県	18,808	18,982	100.9%
宮城県	18,695	17,862	95.5%
秋田県	14,965	15,169	101.4%
山形県	11,430	11,016	96.4%
福島県	14,425	14,602	101.2%
茨城県	12,501	13,198	105.6%
栃木県	16,157	16,612	102.8%
群馬県	16,860	17,139	101.7%
埼玉県	14,492	14,517	100.2%
千葉県	13,769	14,308	103.9%
東京都	15,349	15,752	102.6%
神奈川県	13,677	14,047	102.7%
新潟県	14,510	14,472	99.7%
富山県	15,127	15,645	103.4%
石川県	16,783	16,552	98.6%
福井県	22,128	22,312	100.8%
山梨県	15,846	15,741	99.3%
長野県	15,246	15,787	103.6%
岐阜県	13,718	14,010	102.1%
静岡県	15,159	15,675	103.4%
愛知県	14,812	15,297	103.3%
三重県	14,346	14,915	104.0%

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
滋賀県	18,038	18,156	100.7%
京都府	16,855	16,724	99.2%
大阪府	11,209	11,575	103.3%
兵庫県	14,007	14,041	100.2%
奈良県	15,411	15,206	98.7%
和歌山県	16,489	16,565	100.5%
鳥取県	17,169	18,312	106.7%
島根県	18,994	19,133	100.7%
岡山県	13,691	14,160	103.4%
広島県	15,892	16,038	100.9%
山口県	16,730	17,289	103.3%
徳島県	20,876	21,465	102.8%
香川県	14,673	15,445	105.3%
愛媛県	16,260	16,264	100.0%
高知県	19,629	19,694	100.3%
福岡県	13,539	13,841	102.2%
佐賀県	18,263	18,419	100.9%
長崎県	15,919	16,389	102.9%
熊本県	13,924	14,490	104.1%
大分県	16,823	17,101	101.7%
宮崎県	17,960	18,585	103.5%
鹿児島県	15,239	16,174	106.1%
沖縄県	14,704	14,940	101.6%
全国平均	15,295	15,603	102.0%

（注）就労継続支援B型事業所の平均

【出典】工賃・賃金実績調査（厚生労働省調べ）

障害者雇用の状況

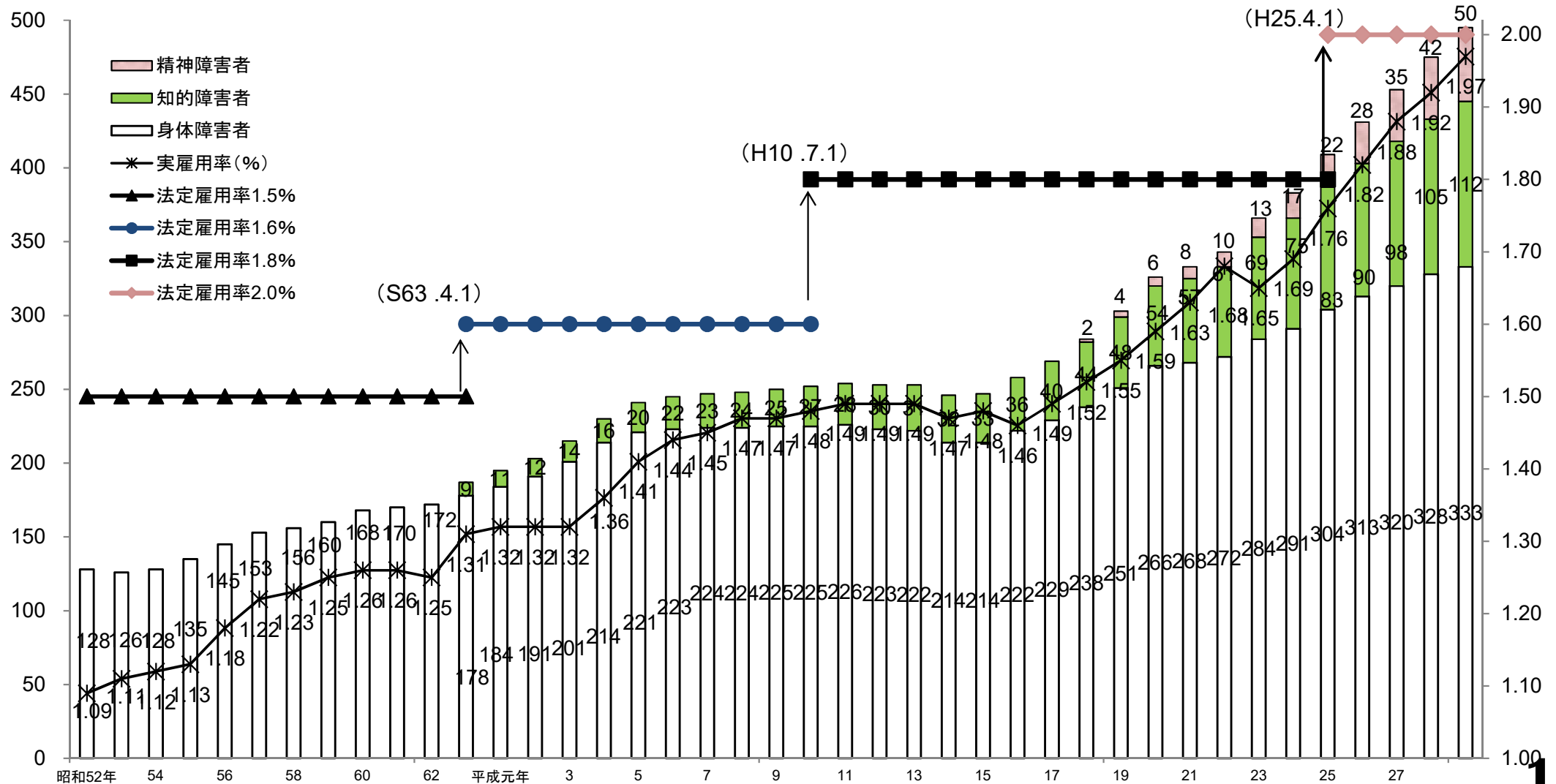
(平成29年6月1日現在)

○ 民間企業の雇用状況

雇用者数 49.6万人 (身体障害者33.3万人、知的障害者11.2万人、精神障害者5.0万人)

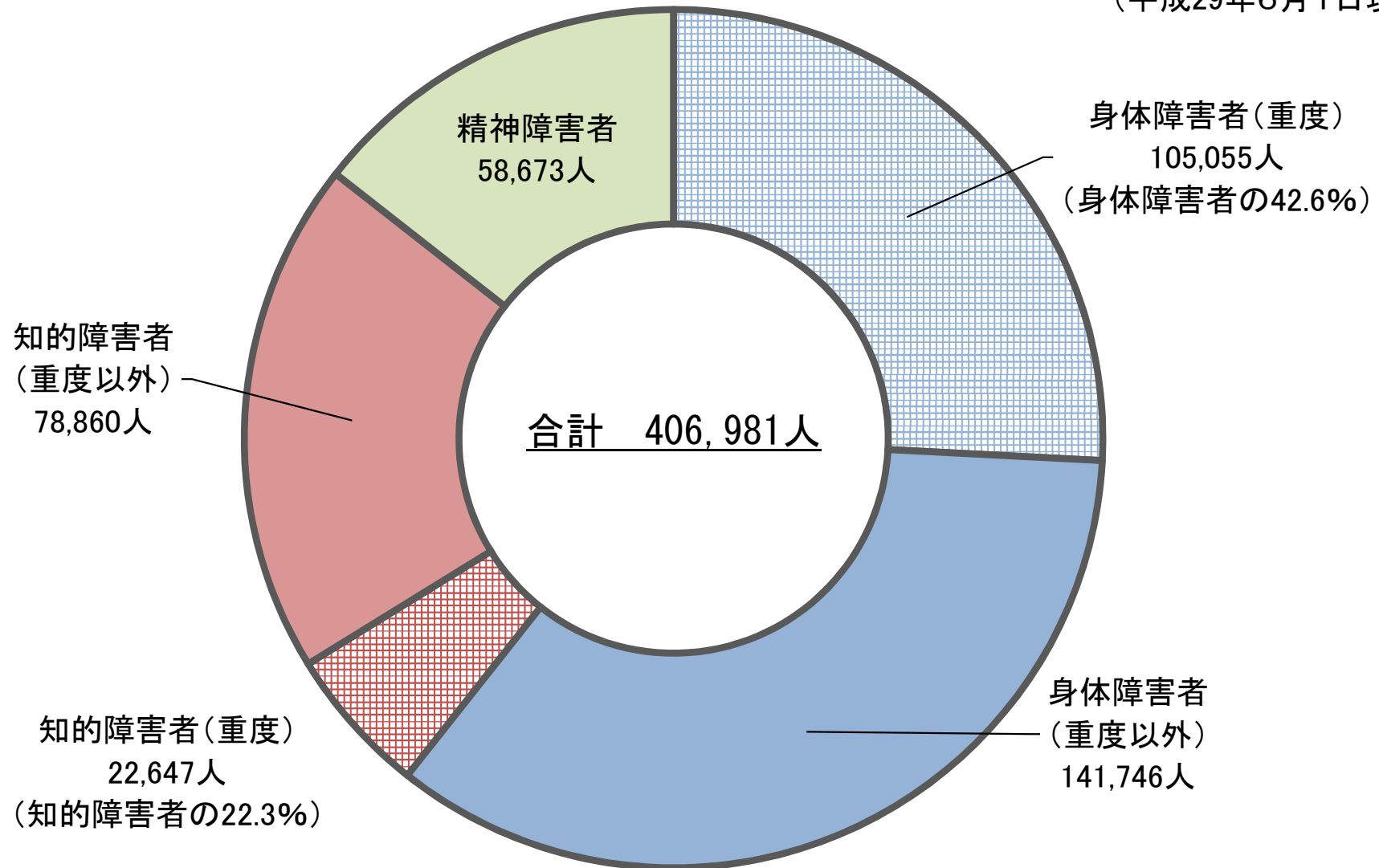
実雇用率 1.97% 法定雇用率達成企業割合 50.0%

○ 雇用者数は14年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。



雇用障害者数における障害種別ごとの重度障害等の実人数について

(平成29年6月1日現在)



○重度知的障害者

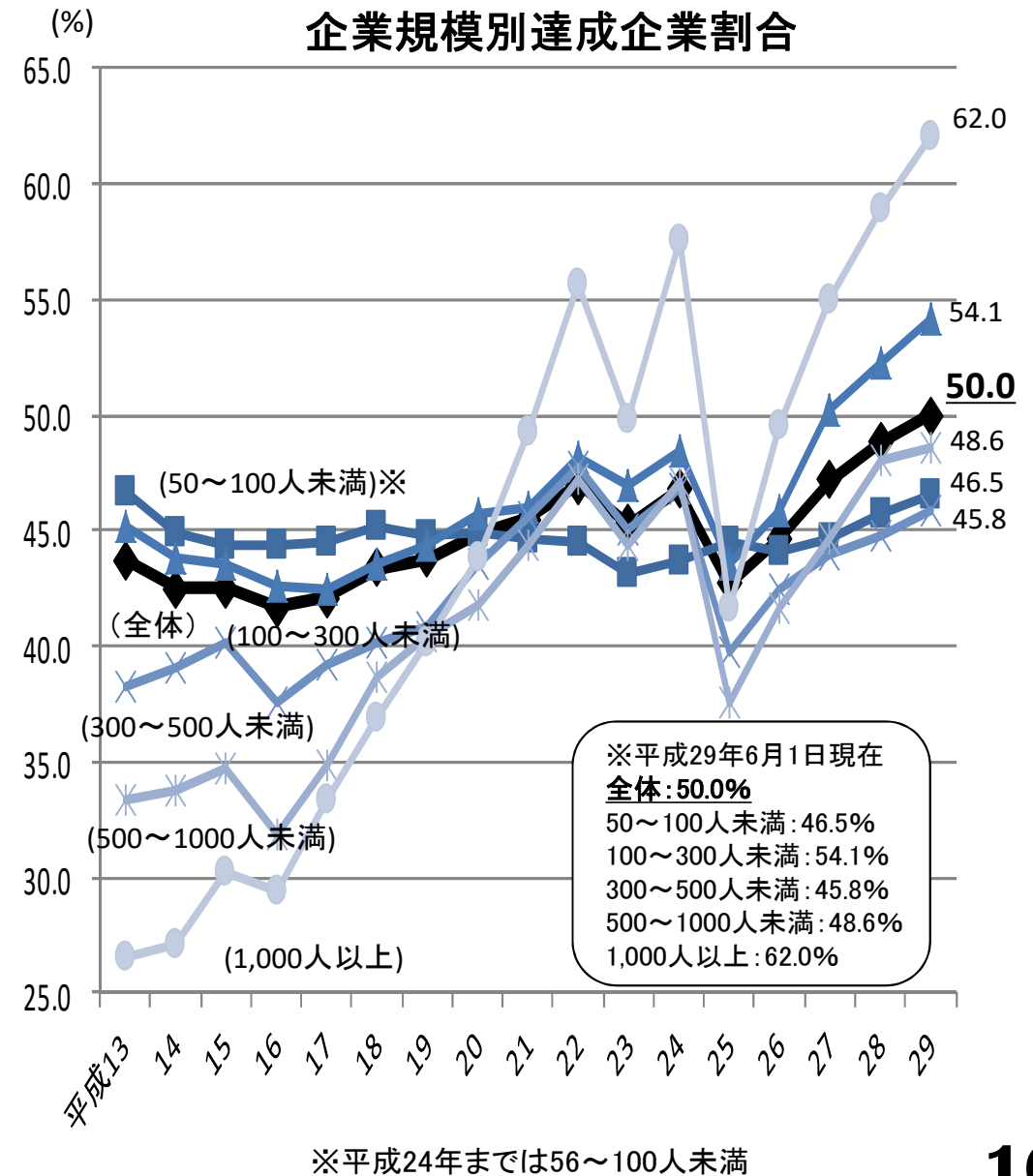
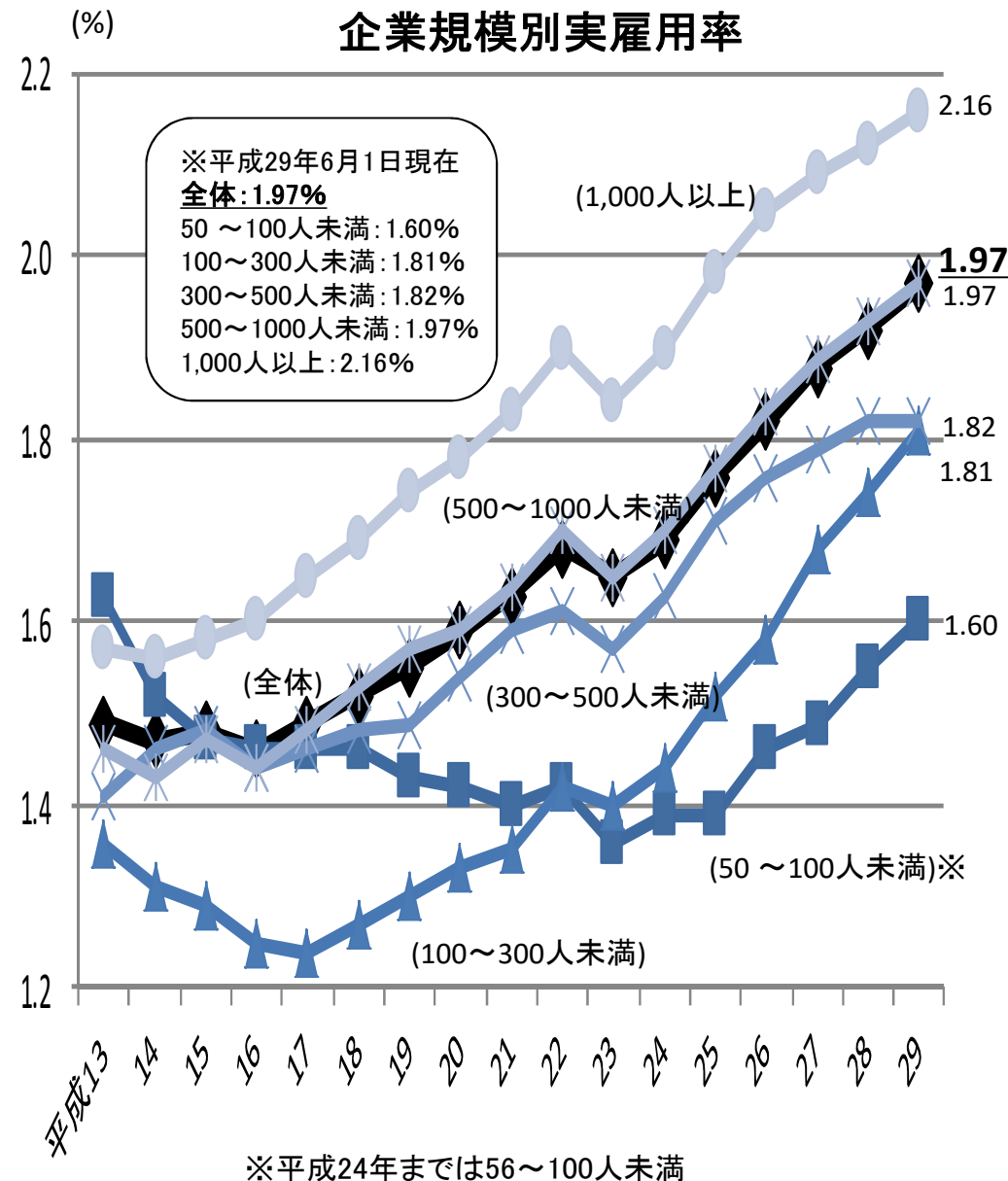
知的障害者のうち、知的障害の程度が重い者であって知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判断された者

○重度身体障害者

身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害を有する者及び同表の3級に該当する障害を2以上重複して有すること等によって2級に相当する障害を有するとされる者

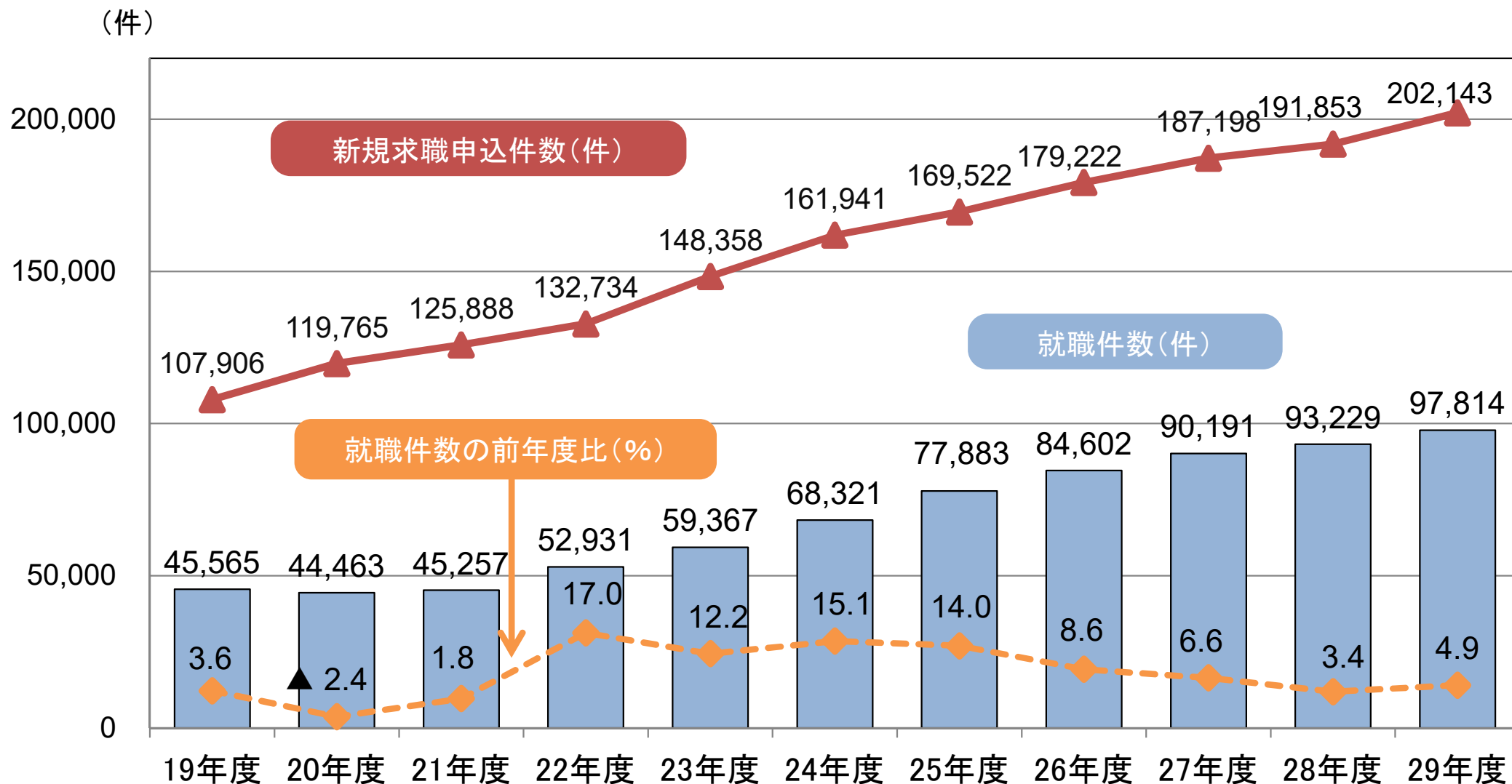
障害者の雇用の状況（企業規模別）

○ 全体として実雇用率は順調に伸びているものの、特に中小企業の取組が遅れている。



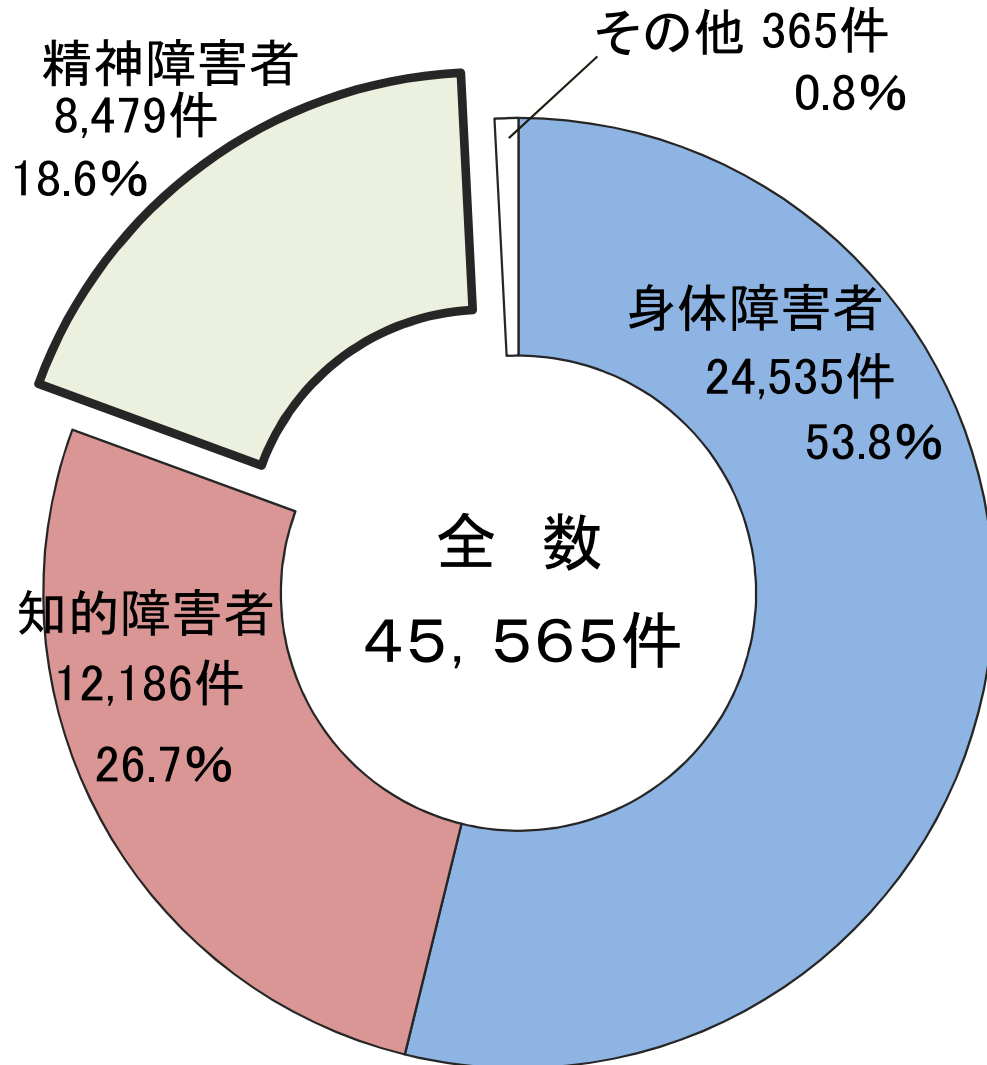
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 2017年度の就職件数・新規求職者数は、前年度から更に増加。
- 就職件数は97,814件と9年連続で増加。

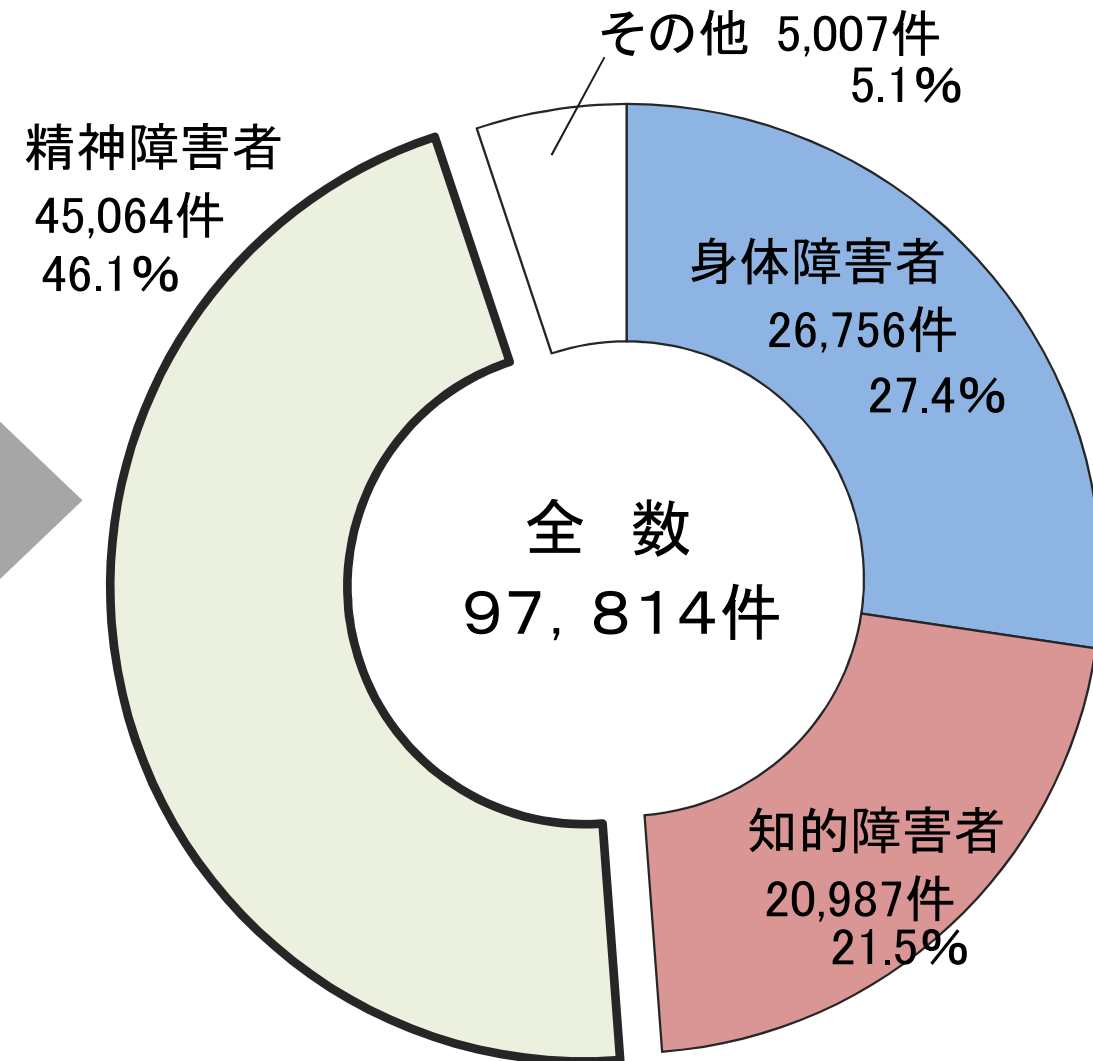


ハローワークにおける職業紹介状況（就職件数）

平成19年度



平成29年度



障害者雇用対策について

障害者雇用義務制度等

○雇用義務制度

事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用を義務づけ。

・民間企業 2.2% ・国、地方公共団体等 2.5% ・都道府県等の教育委員会 2.4%

○納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主（常用労働者100人超）の経済的負担の調整。

・障害者雇用納付金（雇用率未達成事業主）不足1人 月額5万円徴収

※ 常用労働者100人超200人以下の事業主は、不足1人月額4万円

・障害者雇用調整金（雇用率達成事業主）超過1人 月額2万7千円支給

100人以下の事業主には報奨金制度あり。

○納付金助成金制度

納付金を財源として障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給。

障害者雇用のための助成措置

○トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

障害者の常用雇用への移行を推進するため、ハローワーク等の紹介により原則3か月（精神障害者は6か月）のトライアル雇用を行う事業主に対し助成金を支給。

○特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

ハローワーク等の紹介により障害者等を雇用する事業主に対し助成。

○特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）

障害者雇用の経験がない中小企業で、初めての雇入れにより法定雇用障害者数以上の障害者を雇用した場合、助成金を支給。
等

一般雇用への移行の推進

○ハローワークでの取組

専門職員や職業相談員による障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着支援指導等を実施。

○チーム支援

就職を希望する障害者に対し、ハローワークを中心に福祉施設等の職員、その他の就労支援者からなる「障害者就労支援チーム」を結成し、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施。

○福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

企業、障害者とその保護者や就労支援機関等の職員等の、障害者が企業で就労することに対する不安感等の払拭や理解促進を図るため、就労支援セミナー等により企業理解を促進するとともに、障害者に対する職場実習を推進。

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

職場での適応に課題を有する障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）を事業所に派遣または配置し、職場での課題を改善し、職場定着を図るためのきめ細かな人的支援を実施。

* 主な支援内容

○障害者向け…職場内コミュニケーション、作業遂行力の向上支援など

○事業主向け…職務内容の設定、指導方法に関する助言など

障害者就業・生活支援センターにおける支援

身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、就業面と生活面にわたる一体的な支援を実施。

* 主な支援内容 ①就業支援…就業に向けた準備支援、求職活動、職場定着支援など障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言

②生活支援…生活習慣形成、健康管理等の日常生活の自己管理に関する助言 住居、年金、余暇活動など生活設計に関する助言など

地域障害者職業センターにおける支援

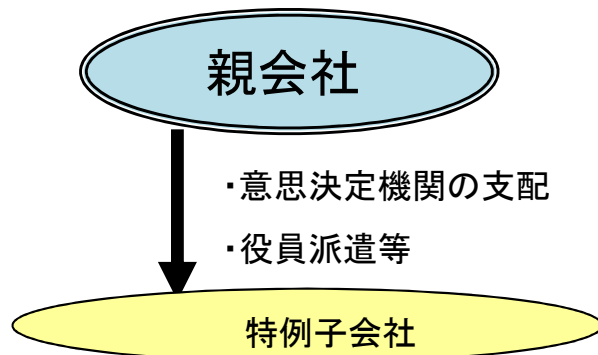
障害者に対して作業能力向上、労働習慣の体得等の支援を行うほか、事業主に対して障害者雇用に関する相談・援助を実施。

※ その他、障害特性に応じた支援策を講じている。

特例子会社制度

- 障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.2％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。
- 一方、①障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。また、②特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としている。
- これにより、事業主にとっては障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、障害者の能力を十分に引き出すことができること等や、障害者本人にとっては障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保されること等のメリットがある。

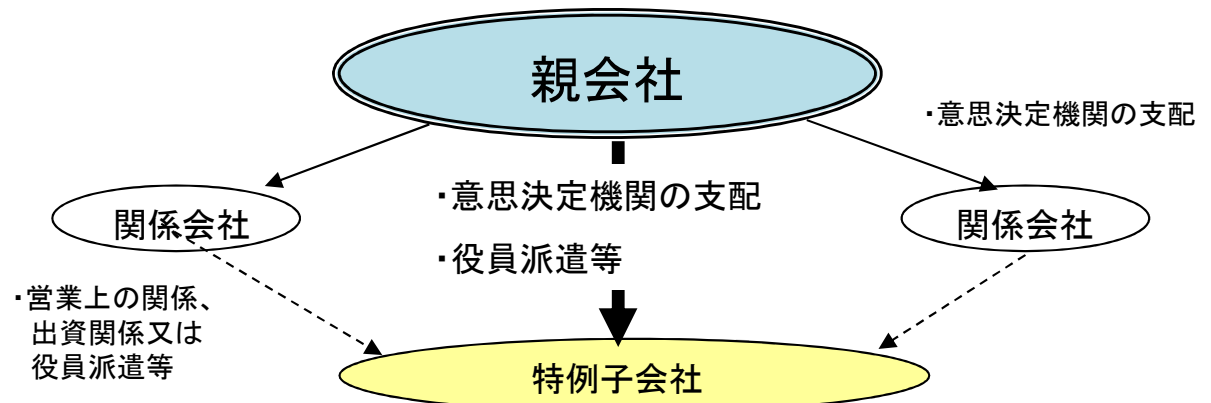
①〔特例子会社制度〕



→特例子会社を親会社に合算して実雇用率を算定

2017(平成29)年6月1日現在 464社

②〔グループ適用〕



→関係会社を含め、グループ全体を親会社に合算して実雇用率を算定

2017(平成29)年6月1日現在 252グループ

特例子会社制度における雇用状況

	H17.6.1 (2005)	H18.6.1 (2006)	H19.6.1 (2007)	H20.6.1 (2008)	H21.6.1 (2009)	H22.6.1 (2010)
特例子会社数(社)	174	195	219	242	265	283
障害者数(人)	7,838	9,109.0	10,509.5	11,960.5	13,306.0	14,562.5
うち身体	5,629	6,127	6,639	7,107	7,470	7,752
うち知的	2,209	2,932	3,721	4,612	5,478	6,356
うち精神	－	50.0	149.5	241.5	358.0	454.5
障害者数(人) 【実人員】	(4,853)	(5,695)	(6,650)	(7,679)	(8,635)	(9,516)

	H23.6.1 (2011)	H24.6.1 (2012)	H25.6.1 (2013)	H26.6.1 (2014)	H27.6.1 (2015)	H28.6.1 (2016)	H29.6.1 (2017)
特例子会社数(社)	319	349	380	391	422	448	464
障害者数(人)	16,429.5	17,743.5	20,478.5	22,309.0	24,445.0	26,980.5	29,769.0
うち身体	8,168.5	8,384	9,047.5	9,453.5	9,751.0	10,277.0	10,699.5
うち知的	7594.5	8,470.5	10,117.5	11,194.0	12,459.0	13,815.0	15,402.0
うち精神	666.5	889	1,313.5	1,661.5	2,235.0	2,888.5	3,667.5
障害者数(人) 【実人員】	(10,883)	(11,892)	(13,863)	(15,262)	(17,003)	(18,950)	(21,134)

I 障害者を取り巻く状況等について

II 農業分野と福祉分野の連携について

III 厚生労働省における農福連携の取組について

農業分野と障害福祉分野の連携について

農業側

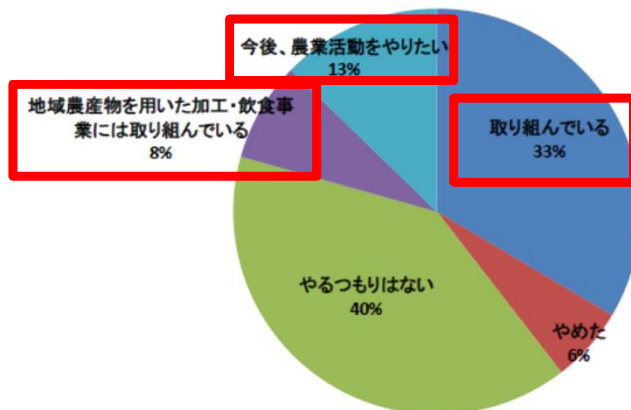
- 従事者が減少・高齢化する中、労働力として期待
- 障害者への就労機会の提供が社会貢献に
- 地域での取り組みによって、農地管理や規模拡大にも効果

福祉側

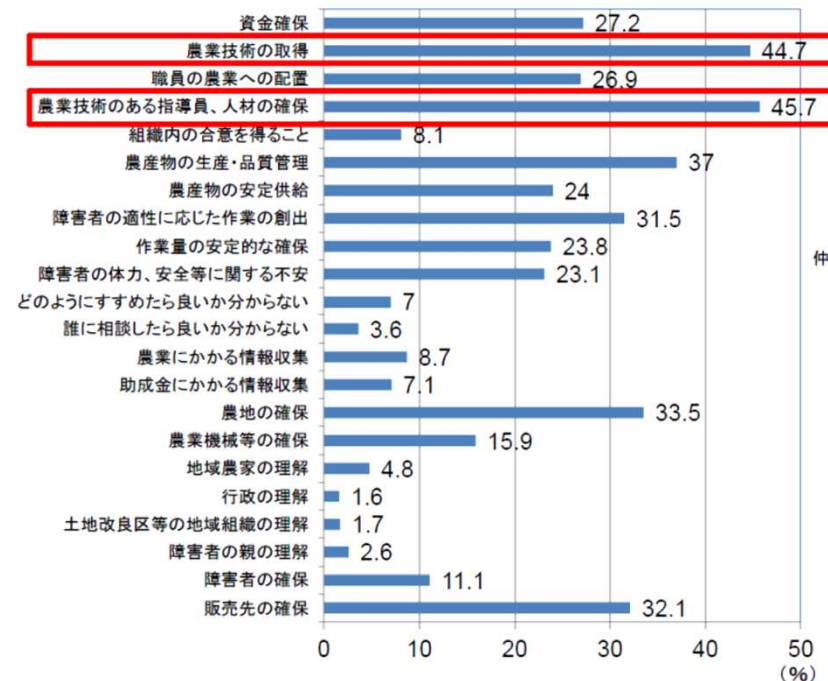
- 障害程度や作業能力に応じた作業の用意が可能
- 自然とのふれあいにより情緒が安定
- 一般就労に向けての体力・精神面での訓練に有効
- 地域との交流機会を創出

- 障害者施設における農業活動の取組状況を見ると、「取り組んでいる(33%)」、「今後、農業活動をやりたい(13%)」。
- 開始時の課題としては、「農業技術のある指導員、人材の確保」、「農業技術の取得」が多い。また、必要な支援は、「農業技術指導(57.2%)」が最も高く、次に「販路確保の支援(42.7%)」。

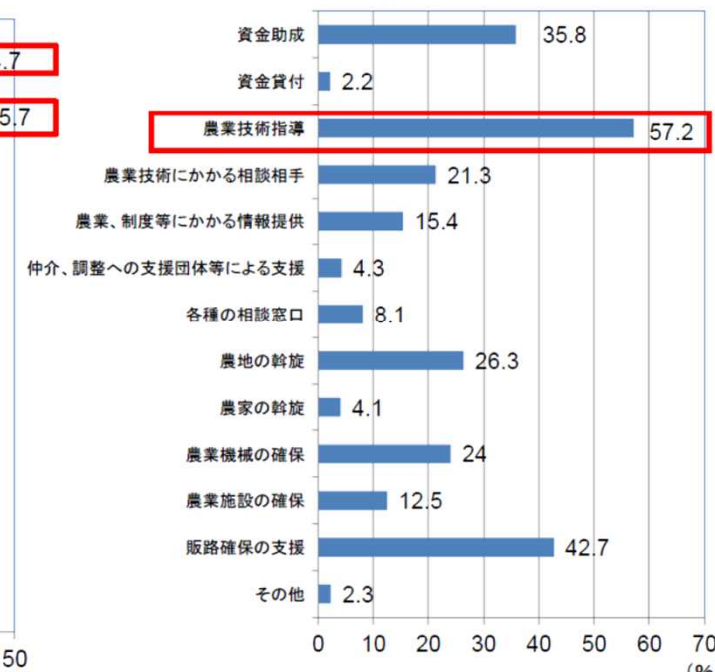
障害者施設における農業活動の取組状況



農業活動開始時の課題



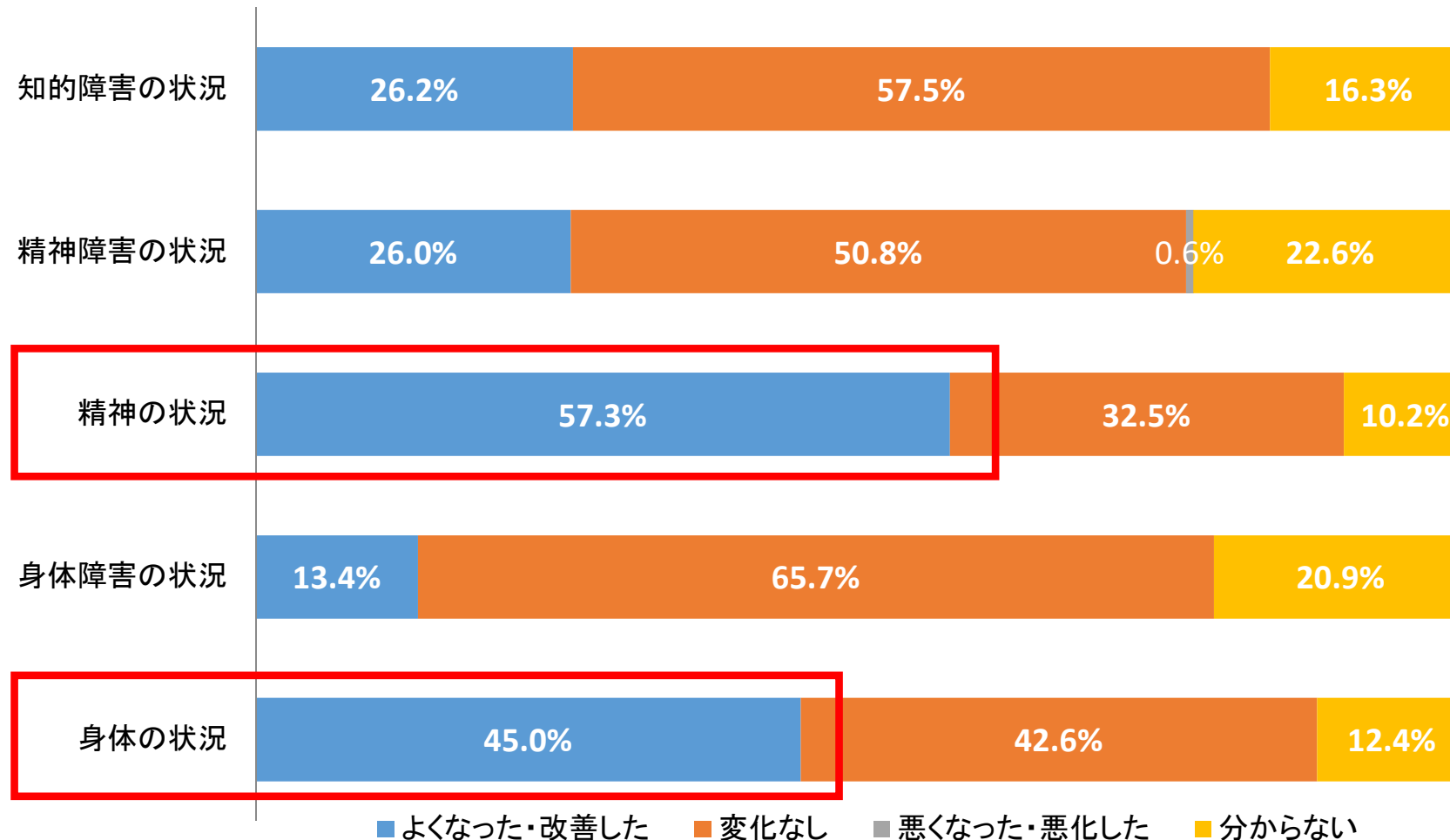
必要な支援



農業活動による効果①

○ 農業活動に取り組んだ結果、「精神の状況がよかった・改善した」と回答した施設は57.3%。また、「身体の状況がよかった・改善した」と回答した施設は45.0%。

⇒ 農業活動に従事することは、身体面や精神面にプラスとなり、一般就労に向けた訓練にもつながる。

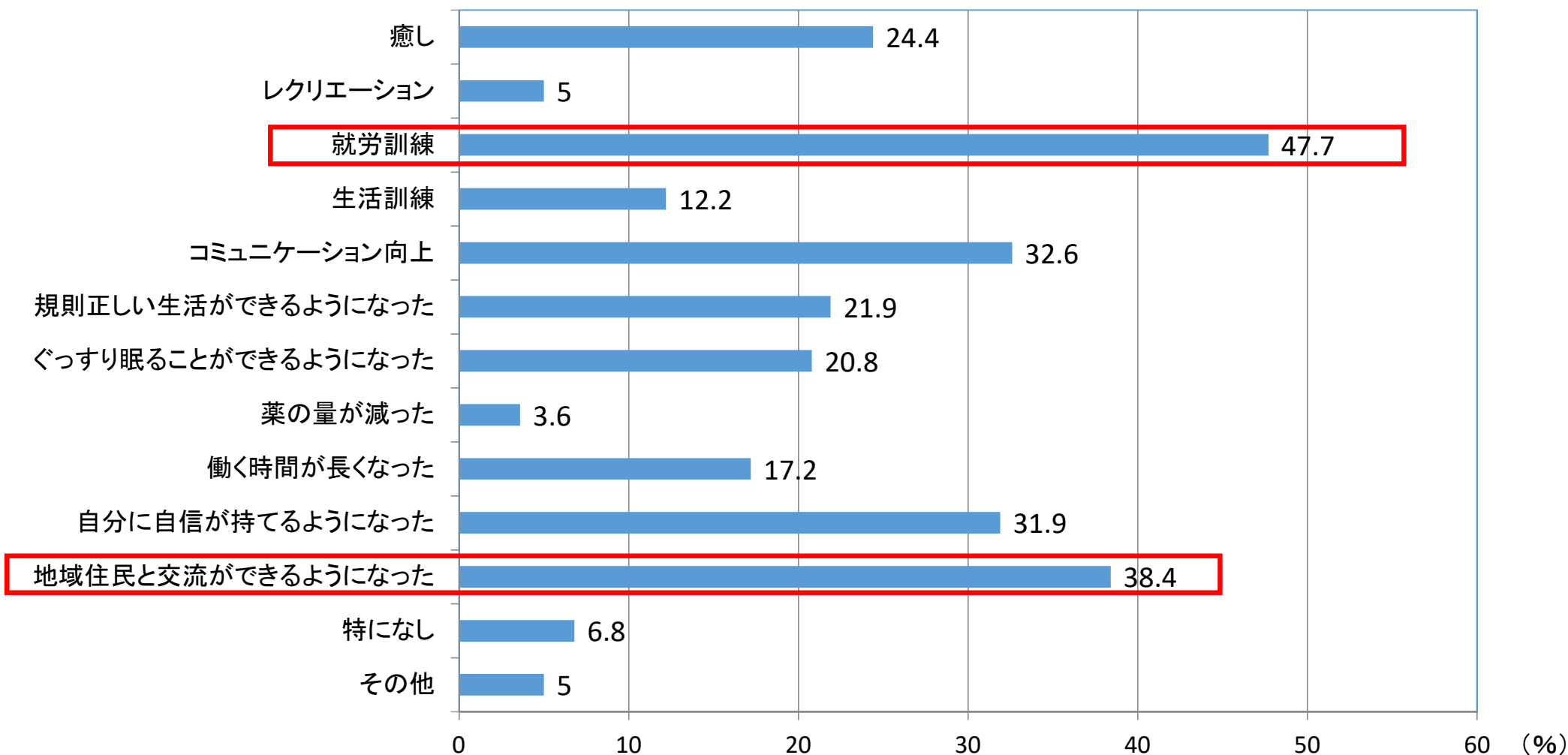


【出典】「農と福祉の連携についての調査研究報告」(平成26年3月特定非営利活動法人日本セルフセンター)

農業活動による効果②

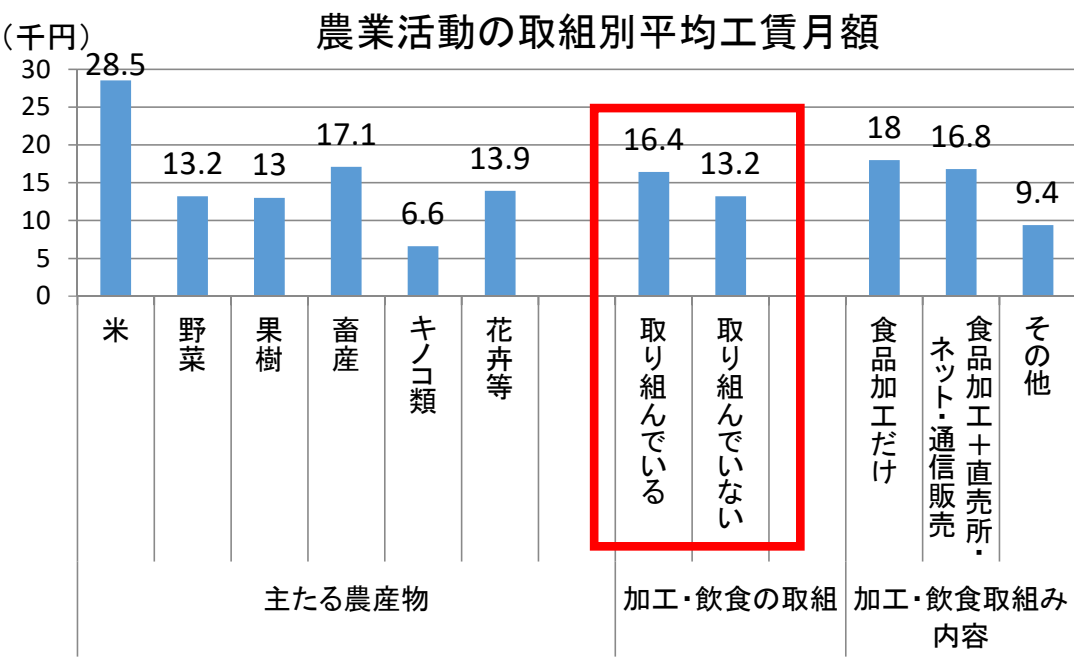
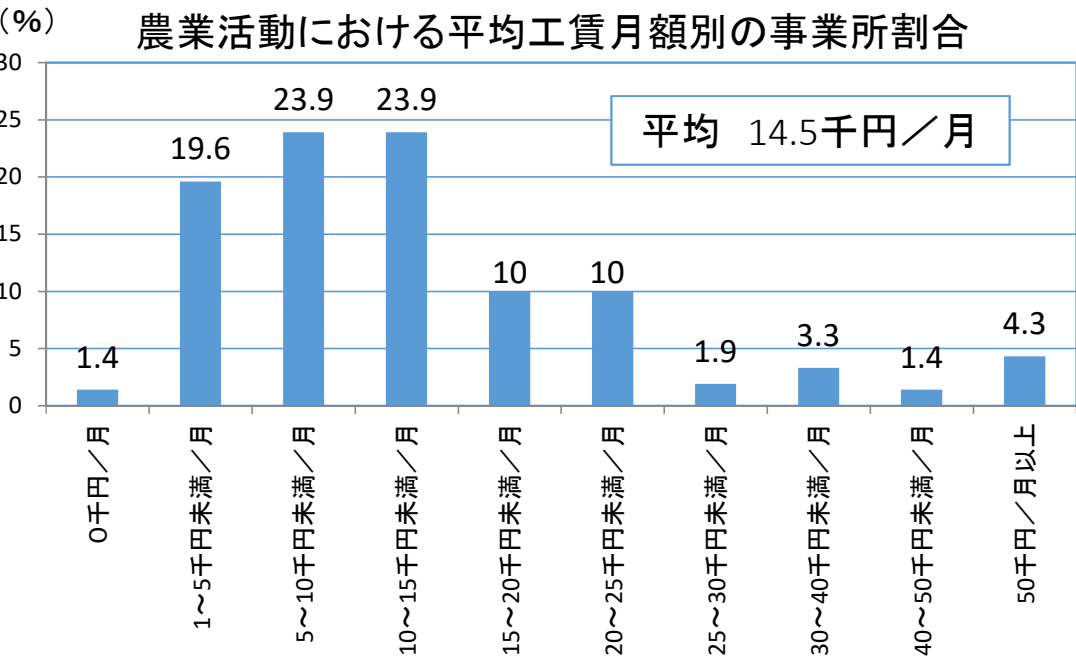
○ 障害者本人への効果を見ると、「就労訓練」のほか、「地域住民と交流ができるようになった」、「コミュニケーション向上」が上位。

⇒ 農業活動は**就労訓練**だけでなく、**地域住民とのつながりや対人関係の改善**などにも効果あり。



農業活動における平均工賃等の状況

- 農業活動に取り組んでいる施設の平均工賃月額額は約1万5千円。米の栽培に取り組む施設高い。
 - また、加工や販売などに取り組む施設は、そうでない施設に比べて平均工賃月額が高く、年間の売上高を見ると、加工から販売まで行っている施設の平均が732万円と高い。
- ⇒ 6次産業化を図ることによる売上等への効果大きい。



農業活動における年間売上高(1施設当たりの平均)

加工・飲食に取り組んでいない施設(農業生産のみ)	354万円
加工・飲食事業に取り組んでいる施設	515万円
食品加工だけ	353万円
食品加工+直売所・ネット・通信販売	732万円
その他	362万円

【出典】「障害者の就農人口拡大に向けた調査・研究」(平成26年3月一般社団法人JA共済総合研究所)

農業と福祉の連携事例

- 障害者就労施設が、有機農業による付加価値の高い農作物の生産や、加工・販売まで手掛けること(6次産業化)によって、高い工賃(賃金)を実現。
- また、農業分野には、多様な作業があることから、障害者の特性に応じた作業を開拓可能。また、地域の農家ともつながることにより、地域活性化や地方創生の取組に。

就労継続支援A型事業所の事例

<事例1> (社福)進和学園(神奈川県)

- 法人内で生産する農産物を基盤に、県内農産物を加工・販売することにより、障害者の働く場を広げ、地域の農業を活性化。地元農家や農協、行政とネットワークを構築し、地域全体で連携して取組む。
- A型利用者約20人のうち、一部(※)が、地元の野菜や果実からジュースやジャムを製造し、販売する。
- 平成28年度の平均月額賃金:約14万5千円
※農業以外に自動車部品組立作業も行っている。

<事例2> (株)九神ファームめむろ(北海道)

- 就労継続支援A型事業所として、農業と加工作業を組合せて通年の作業を確保。20人の利用者が、主にジャガイモの生産と加工を行い、総菜チェーンや地元の食堂に販売し、安定収益を上げている。A型利用者から支援スタッフへのキャリアアップも実現。
- 地域の高齢者を積極的に雇用し、農業の経験や知恵を伝承。高齢者の生きがい創出にもなっている。
- 平成28年度の平均月額賃金:約10万8千円



就労継続支援B型事業所の事例

＜事例1＞（社福）ころん（福島県）

- 当事業所では、約30品目の野菜を生産。同じ法人で運営する養鶏場の鶏ふんを使った自家製堆肥による土作りなども行い、農薬を使わない野菜作りを行っている。
- 直売店やネット通販、車による移動販売も行い、売上げ確保に努めている。外出が困難な地域住民にとって、買い物支援の役割も担っている。
- 精神障害のある約30人の利用者が、それぞれの適性と体調を判断しつつ、就労に必要な体力、忍耐力、チームワークを養いながら作業している。
- 地元の農家から請負で作業を行う「施設外就労」に取り組むことで、地域の農業を支えている。
- 平成28年度の平均月額工賃：約2万6千円

＜事例2＞（社福）佛子園（石川県）

- 当該事業所では、使われなくなった畑地を耕し、主にカボチャとブドウ、他にもトマト、ピーマン、ブルーベリー等の少量多品種の野菜や果物を生産している。ブドウの選定作業などは、地域の高齢者の協力を得ている。
- 農産物は、JAの直売所や施設内の市場で販売している。施設内の市場には地元の農家も出店し、高齢化・過疎化が進む地域の農家にとって新たな販路拡大、所得確保の機会にもなっている。
- 約40人の利用者の多くは知的障害者で、農業の他に、法人内で製造するクラフトビールの瓶詰めやラベル貼り、レストランでの清掃、調理補助、接客にも取り組む。
- 平成28年度の平均月額工賃：約2万7千円



香川県の例

- 県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農政部局やＪＡ生産者部会と連携して、農家での施設外就労を推奨。
- 現在は、県社会就労センター協議会が農家と障害者就労施設の橋渡しを実施。

障害者施設

- 受託作業の減少、自主製品の販売不振
⇒収益減少、作業賃金の低下
- 室内作業は単調作業が多くストレスが溜まる

農業者

- 高齢化による労働力不足
⇒栽培面積の減少
- 重量野菜の栽培減少
⇒たまねぎ、キャベツなどの重量野菜からブロッコリーなどの軽量野菜へ作付転換

施設外就労のコーディネート

NPO法人 県社会就労センター協議会



にんにく収穫作業



たまねぎ収穫作業



ピワ袋掛け

障害者施設

- 工賃の向上
- 農業振興への貢献
- 農作業への関わりの喜び
- 農家からの感謝

農業者

- 労働力不足解消
- 重労働の解消
- 重量野菜の生産振興
- 社会福祉への貢献



キャベツ収穫作業

I 障害者を取り巻く状況等について

II 農業分野と福祉分野の連携について

III 厚生労働省における農福連携の取組について

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト（平成28年度～）

事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

平成30年度予算額 269,310千円	→	平成31年度予算案 269,310千円	差引増▲減額 ±0千円
------------------------	---	------------------------	----------------

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

○農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

○意識啓発等

農業に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチング支援

農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率:10/10

都道府県

農福連携マルシェの
開催※委託による実施可

専門家の派遣等の
支援等※委託による実施可

障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加



農福連携による就農促進プロジェクト 都道府県取組状況① (平成28～30年度)

平成28年度

平成28年度 農福連携による障害者の 就農促進プロジェクト 実施都道府県数	うち農福連携による障害者の就農促進プロジェクト補助項目			
	(ア)農業に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設に対し農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	(イ)農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援	(ウ)農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催支援	(エ)その他
28	22	13	20	7

平成29年度

平成29年度より農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言や6次産業化への取組支援、農福連携マルシェの開催支援に加え、好事例収集などによる障害者就労施設への意識啓発、農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を追加

平成29年度 農福連携による障害者の 就農促進プロジェクト 実施都道府県数	うち農福連携による障害者の就農促進プロジェクト補助項目				
	(ア)農業に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設に対し農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	(イ)農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援	(ウ)農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催支援	(エ)農業に取り組んでいる障害者就労施設等の好事例を収集し、他の障害者就労施設で共有するなどの意識啓発等	(オ)農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
40	31	17	33	13	19

平成30年度

平成30年度 農福連携による障害者の 就農促進プロジェクト 実施都道府県数	うち農福連携による障害者の就農促進プロジェクト補助項目				
	(ア)農業に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設に対し農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	(イ)農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援	(ウ)農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催支援	(エ)農業に取り組んでいる障害者就労施設等の好事例を収集し、他の障害者就労施設で共有するなどの意識啓発等	(オ)農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
42	32	17	35	15	22

	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
北海道	○		○		
青森県			○		
岩手県	○	○	○		○
宮城県	○		○		
秋田県	-	-	-	-	-
山形県	○			○	○
福島県	○	○	○		○
茨城県	-	-	-	-	-
栃木県			○		
群馬県	○	○	○		○
埼玉県	○				
千葉県	○				
東京都	-	-	-	-	-
神奈川県	○	○	○	○	
新潟県	○		○	○	○
富山県			○		○
石川県	○		○		
福井県	○		○		
山梨県				○	○
長野県	○		○	○	○
岐阜県*	-	-	-	-	-
静岡県	○	○	○		○
愛知県	○		○	○	
三重県		○	○		○

	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
滋賀県	○	○		○	○
京都府	○	○	○	○	○
大阪府			○		○
兵庫県	○		○	○	
奈良県	○	○	○		
和歌山県	○	○	○		○
鳥取県	○		○		○
島根県	○		○	○	○
岡山県	○	○	○	○	○
広島県	○				
山口県			○		
徳島県	○	○	○		○
香川県*	-	-	-	-	-
愛媛県	○	○	○	○	○
高知県		○	○		○
福岡県		○	○		
佐賀県				○	
長崎県	○	○	○	○	
熊本県	○		○	○	○
大分県	○		○		
宮崎県	○		○		
鹿児島県	○	○	○		○
沖縄県	○		○		
計	32	17	35	15	22

※平成30年度は補助金を活用して42道府県が事業実施。* 香川県、岐阜県は当該補助事業以外で実施しているため、実質44道府県で実施

【参考1】 平成30年度以降の「工賃向上計画」について

工賃倍増5か年計画（平成19～23年度）

- 成長力底上げ戦略（平成19年2月）に基づく『福祉から雇用へ』推進5か年計画の一環として実施。
- 全ての都道府県で「工賃倍増5か年計画」を作成し、官民一体となって取り組み、5年間で平均工賃の倍増を目指すもの。
- 各事業所における計画の作成は任意。
- 平均工賃は、5年間で14.8%増であり、倍増には至らず（平成18年度：11,830円 ⇒ 平成23年度：13,586円）。

工賃向上計画（平成24～26年度）

- 工賃倍増5か年計画における課題を踏まえ、全ての事業所で「工賃向上計画」を作成、PDCAサイクルにより工賃向上に取り組むこととした。
- 市町村レベル及び地域レベルでの関係者の理解や連携体制が重要であることから、市町村においても事業所の取組を積極的に支援するよう明記。
- 平成25年度の平均工賃は14,437円（各事業所が掲げた平成26年度の平均工賃の目標値は15,773円）。

工賃向上計画（平成27～29年度）

- 平成27年度から平成29年度の3か年を対象期間とした計画を策定。
※ 事業所が策定する計画については、任意に対象期間を設定し、当該機関で達成すべき目標工賃等を計画に記載。
- 現行の『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正（3月上旬に通知）。

平成30年度以降も引き続き工賃向上計画を策定し、就労継続支援B型事業所等における工賃向上に取り組む

平成30年度以降の工賃向上計画

- 平成30年度から平成32年度の3か年を対象期間とした計画を策定。
- 都道府県、事業所、市町村において、地域の事業所の取組や産業状況、**地域課題（農業の担い手不足、高齢者を支える担い手不足等）を把握し、障害福祉部局だけでなく、他部局との連携により障害者の就労機会の拡大を図ることを追加。**
- 現行の『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正（2月下旬に通知）。

農福連携マルシェの開催

開催趣旨

マルシェ開催により障害者就労施設における農業への取組について、国民の理解を一層深め、厚生労働省と農林水産省の共同施策である「農福連携」の普及啓発を図る。

※ 28年度から農福連携マルシェの開催を事業化し、その取組の裾野を広げることを目指し、各地域主導の開催に移行

開催場所・日時

場 所：有楽町駅前広場

日 時：平成28年5月29日(日)・30日(月)の10:00～17:00

来場者数：2日間で約1.7万人



有楽町駅前広場での開催の様子

開催内容

① 農産物等の展示・販売会

- ・ 就労継続支援 B 型事業所等により、米や生鮮野菜などの農産物、ジャムや味噌などの加工品を販売
- ・ マルシェ出店者は16団体

② 大臣など出席者による挨拶等の開催記念セレモニー

- ・ 厚生労働省、農林水産省の両大臣からの挨拶、来賓挨拶、フォトセッションなどセレモニーを実施
- ・ 安倍昭恵総理夫人がセレモニーに出席したほか、関係府省副大臣・政務官もマルシェに来場

③ その他出店者によるPRなどを実施



【経済財政運営と改革の基本方針2018について（平成30年6月15日閣議決定）（抄）】

7. 安全で安心な暮らしの実現

（4）暮らしの安全・安心

③共助社会・共生社会づくり

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

障害者の地域生活への移行や農福連携を含めた就労・社会参加を促進するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。

【未来投資戦略2018 — 「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（平成30年6月15日）（抄）】

[4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

（3）新たに講ずべき具体的施策

i) 農業改革の加速

①生産現場の強化

ア）経営体の育成・確保

- ・ 農福連携を推進し、担い手不足が見込まれる農業分野で活躍が期待される高齢者、障害者、生活困窮者等の就農・就労支援を進める。